

## 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係

### ◇所得税に関する取扱い（各種所得の区分と計算）

#### I. 個人事業者の事業所得に赤字（損失）が生じた場合の取扱い

令和2年において事業所得などに生じた赤字（損失）の金額がある方の税制上の取扱いについては、青色申告を行っている事業者と、白色申告を行っている事業者との違いによりそれぞれ、次のとおり取り扱われます。

##### 【青色申告の方】

- 事業所得などに赤字（損失）の金額がある場合で、他の所得と通算（損益通算）しても、なお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）が生じたときには、その損失額を翌年以後3年間（令和3年から令和5年）にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます（純損失の繰越）（所得税法70条1項）。
- また、純損失の金額が生じた年の前年（令和元年）も青色申告をしている場合には、その損失の金額の全部又は一部を前年（令和元年）に繰り戻して、前年分（令和元年分）の所得税の還付を受け（純損失の繰戻し）、繰り戻さなかった損失の金額を翌年以後3年間（令和3年から令和5年）にわたって繰り越すことができます（所得税法70条1項、140条1項）。
- 純損失の繰戻しの適用を受けるためには、繰戻しを行う純損失が生じた年分（令和2年分）の確定申告書とともに原則として確定申告期限（延長後の期限をいいます。）までに、「純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書」を所轄の税務署長に提出する必要があります（所得税法142条1項）。
  - 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/pdf/03\\_29.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/pdf/03_29.pdf)

##### 【白色申告（青色申告以外）の方】

- 事業所得などに赤字（損失）の金額がある場合で、他の所得と通算（損益通算）しても、なお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）のうち、「事業用資産に生じた災害による損失等」については、その損失額を翌年以後3年間（令和3年から令和5年）にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます（所得税法70条2項）。
- 「事業用資産に生じた災害による損失等」とは、棚卸資産や事業用の固定資産などに生じた災害による損失をいい、その災害に関連するやむを得ない支出で一定のものを含みます（所得税法70条3項、所得税法施行令203条）。

#### (参考1) 事業用資産に生じた災害による損失等の取扱い

今般の新型コロナウイルス感染症に関連した「事業用資産に生じた災害による損失等」については、次のとおり、取り扱って差し支えありません。

##### 【災害により生じた損失等（翌年以後に繰り越される損失等）に該当する例】

- 飲食業者等の食材（棚卸資産）の廃棄損
- 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気洗浄機等の購入費用

- ・ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損
- ※ 「災害により生じた損失等」とは、棚卸資産や固定資産に生じた被害（損失）に加え、その被害の拡大・発生を防止するために緊急に必要な措置を講ずるための費用が該当します。

〔災害により生じた損失等（翌年以後に繰り越される損失等）に該当しない例〕

- ・ 客足が減少したことによる売上げ減少額
  - ・ 休業期間中に支払う人件費
  - ・ イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料
- ※ 上記のように、棚卸資産や固定資産に生じた被害の拡大・発生を防止するために直接要した費用とは言えないものについては、「災害により生じた損失等」に該当しません。

（参考2）個人事業者の繰戻還付及び繰越控除の適用の有無について

	青色申告 (災害による損失かどうかを問わない)	白色申告	
		災害損失	災害損失以外
繰戻還付	○ 〔1年繰り越し可〕 (注1)	×	
繰越控除	○ 〔3年繰り越し可〕 (注1)	○ 〔3年繰り越し可〕	× (注2)

(注1) 青色申告者の繰戻還付（純損失の繰戻し）及び繰越控除（純損失の繰越控除）については、災害損失とそれ以外の損失で取扱いは変わらず、純損失の全額が繰戻還付及び繰越控除の対象となる。また、純損失の金額の全部又は一部を前年分に繰戻し、繰り戻さなかった損失の金額を翌年以後に繰り越すことも可能。

(注2) 変動所得の金額の計算上生じた損失の金額は繰越可能。

## II. 国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い

○ 国や地方公共団体からの助成金については、個別の助成金の事実関係によって、次のとおり課税関係が異なります。具体例については、以下の（参考）をご覧ください。

### 【非課税となるもの】

- 次のような助成金（助成金には、商品券などの金銭以外の経済的利益を含みます。以下同じです。）は、非課税となります。
  - ① 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの
  - ② その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの
    - ・ 学資として支給される金品（所得税法9条1項15号）
    - ・ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号）

### 【課税となるもの】

- 上記の非課税所得となる助成金以外の助成金については、次のいずれかの所得として所得税の課税対象になります。
  - ① 事業所得等に区分されるもの
    - 事業に関連して支給される助成金（例えば、事業者の収入が減少したことに対する

補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど)

※ 補償金の支給額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには、税負担は生じません。また、支払賃金などの必要経費を補てんするものは、支出そのものが必要経費になります。

② 一時所得に区分されるもの

例えば、事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される助成金

※ 一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。

③ 雑所得に区分されるもの

上記①・②に該当しない助成金

※ 一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告不要とされています。

※ 国や地方公共団体による主な助成金等の課税関係については、以下の(参考)をご確認ください。

なお、以下の(参考)に記載がない助成金等の課税関係については、その助成金等の支給元である国や地方公共団体の窓口にご確認ください。

(参考) 1 新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係 (例示)

非課税	<p><b>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 (雇用保険臨時特例法7条)</li> <li>新型コロナウイルス感染症対応休業給付金 (雇用保険臨時特例法7条)</li> </ul>
	<p><b>【新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別定額給付金 (新型コロナ税特法4条1号)</li> <li>子育て世帯への臨時特別給付金 (新型コロナ税特法4条2号)</li> </ul>
	<p><b>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</b></p> <p>○学資として支給される金品 (所得税法9条1項15号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生支援緊急給付金</li> </ul> <p>○心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金 (所得税法9条1項17号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金</li> <li>新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金</li> <li>企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券</li> <li>東京都のベビーシッター利用支援事業における助成</li> </ul>
課税 (※)	<p><b>【事業所得等に区分されるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>持続化給付金 (事業所得者向け)</li> <li>家賃支援給付金</li> <li>農林漁業者への経営継続補助金</li> <li>文化芸術・スポーツ活動の継続支援</li> <li>東京都の感染拡大防止協力金</li> </ul>

課税 (※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用調整助成金</li> <li>小学校休業等対応助成金</li> <li>小学校休業等対応支援金</li> </ul>
	<b>【一時所得に区分されるもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>持続化給付金（給与所得者向け）</li> <li>Go To キャンペーン事業における給付金</li> </ul>
	<b>【雑所得に区分されるもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>持続化給付金（雑所得者向け）</li> </ul>

(※) 事業所得等の金額の計算においては、「総収入金額」から「必要経費」を差し引くこととされています。各種給付金等の申請手続きに際して発生した費用（行政書士に対する報酬料金など）は、この必要経費に該当します。

**(参考) 2 国等から支給される主な助成金等の課税関係 (例示)**

(新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して給付されるものを除く。)

非課税	<b>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用保険の失業等給付（雇用保険法 12 条）</li> <li>生活保護の保護金品（生活保護法 57 条）</li> <li>児童（扶養）手当（児童手当法 16 条、児童扶養手当法 25 条）</li> <li>被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法 21 条）</li> </ul>
	<b>【租税特別措置法が非課税の根拠となるもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>簡素な給付措置（臨時福祉給付金）（措置法 41 条の 81 項 1 号）</li> <li>子育て世帯臨時特例給付金（措置法 41 条の 81 項 2 号）</li> <li>年金生活者等支援臨時福祉給付金（措置法 41 条の 81 項 3 号）</li> </ul>
	<b>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>学資として支給される金品（所得税法 9 条 1 項 15 号）</li> <li>東京都認証保育所の保育料助成金（所得税法 9 条 1 項 15 号）</li> </ul>
課税	<b>【事業所得等に区分されるもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>肉用牛肥育経営安定特別対策事業による補てん金</li> </ul>
	<b>【一時所得に区分されるもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>すまい給付金</li> <li>地域振興券</li> </ul>
	<b>【雑所得に区分されるもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における割引券（通常時のもの）</li> <li>東京都のベビーシッター利用支援事業における助成（通常時のもの）</li> </ul>